

渋川市情報誌広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋川市情報誌「K i r a r i しぶかわ」(以下「情報誌」という。)に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(申込者の範囲)

第2条 広告掲載の申込みをすることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 企業及び個人の事業者又は商店街等の連合体
- (2) 公共的団体その他これに類するもの
- (3) その他市長が適当であると認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載の申込みをすることができない。

- (1) 会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定による更生手続開始の決定がなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされた者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 市税について滞納がある者
- (5) 法令又は例規に違反している者

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令若しくは例規に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的な宣伝に係るもの
- (4) 本市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与え

る表現のもの

- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の保護及び健全育成の観点から適当でないと認められるもの
- (8) 表示その他表現方法等が適切でないと認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか広告媒体に掲載する広告として適当でないと認めるもの

(広告の位置及び掲載枠数等)

第4条 情報誌に掲載する広告の位置及び掲載枠数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、情報誌の中面及び裏表紙の一部とする。
- (2) 掲載枠数は、中面が16枠以内、裏表紙が2枠以内とする。

2 広告の掲載は、1者につき情報誌1冊当たり2枠までとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、縦4.9センチメートル、横8.7センチメートルを幅0.2ミリメートルの線で囲った範囲内を1枠とする。

2 広告の印刷の色味は、4色(カラー)刷りとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、情報誌の各号単位とする。ただし、再掲載は妨げない。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 広告の掲載を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、情報誌の発行30日前までに、渋川市情報誌広告掲載申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書を受理したときは、別途定める渋川市広報紙広告掲載運用基準により速やかに審査し、渋川市情報誌広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により、その結果を申込者に通知するものとする。

3 同一情報誌に複数の申込みがあった場合は、第4条第2号に規定する掲載数の範囲内において申込順に掲載を決定する。

(広告掲載料金及び納付方法)

第8条 広告掲載料金は、次のとおりとする。

(1) 中面 1 枠 25,000 円

(2) 裏表紙 1 枠 40,000 円

2 広告掲載料金の納付は、掲載決定後、市の発行する納付書により、情報誌の発行 10 日前までに一括納入するものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第 9 条 広告の原稿は、広告を掲載することを承認された者（以下「広告主」という。）において作成し、その費用は全て広告主が負担するものとする。

(広告主の責任)

第 10 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第 11 条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、情報誌発行日の 20 日前までに渋川市情報誌広告掲載申込内容変更届（様式第 3 号）に必要書類を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告の内容を変更するとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、申込者又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

(広告掲載の決定の取消し)

第 12 条 市長は、広告の掲載に支障があると認めたとき又は広告掲載料金が納付されなかったときは、当該広告の掲載を中止し、又は取り消すことができる。

2 市長は、前項の掲載決定を取消ししたときは、渋川市情報誌広告掲載取消決定通知書（様式第 4 号）により、その結果を広告主に通知するものとする。

(広告掲載料金の還付)

第 13 条 既に納付された広告掲載料金は還付しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなった場合に限り、還付することができる。

(雑則)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

渋川市情報誌広告掲載申込書

年 月 日 渋川市長 様 申 請 者 氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者氏名） 住所又は所在地 電話番号 （ ） 渋川市情報誌「K i r a r i しぶかわ」への広告の掲載について、次のとおり申し込みます。		
掲載希望号	K i r a r i しぶかわ第 号	
掲載希望面 及び枠数	中面 ・ 裏表紙	1 枠 ・ 2 枠
広告の内容 ※具体的に記入してください。掲載案があれば添付してください。		
法人その他の 団体の概要		
備 考	①申込みに当たっては、渋川市情報誌広告掲載取扱要綱の内容を遵守します。 ②審査に当たって、市が市税の納付状況を調査することを承諾します。 ③現在、民事再生法および会社更生法による更生手続きを行っていないことを宣告します。 ④広告の内容に、著作権および肖像権の侵害がないことを保証します。	

様式第 2 号（第 7 条関係）

渋川市情報誌広告 掲 載・不掲載 決定通知書

年 月 日		
様		
渋川市長		㊟
渋川市情報誌「K i r a r i しぶかわ」への広告の掲載について、次のとおり決定したので通知します。		
決 定 区 分	☐ 掲載する ☐ 掲載しない	
	掲載しない理由	
掲 載 号	K i r a r i しぶかわ第 号	
掲載面 及び枠数	中面 ・ 裏表紙	1 枠 ・ 2 枠
広告の内容		
広告掲載料		
備 考		

様式第3号（第11条関係）

渋川市情報誌広告掲載申込内容変更届

年 月 日

渋川市長 様

申 請 者

氏 名（法人その他にあっては名称及び代表者）

住所又は所在地

電話番号（ ）

年 月 日付けをもって決定通知がありました、渋川市情報誌「K i
r a r i しぶかわ」の広告掲載について、次のとおり変更となりますので、渋川
市情報誌広告掲載取扱要綱第11条の規定により届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の期日

年 月 日

様式第4号 (第12条関係)

渋川市情報誌広告掲載取消決定通知書

			年	月	日
	様				
	渋川市長		印		
年 月 日付け決定した渋川市情報誌「K i r a r i しぶかわ」への広告掲載について、渋川市情報誌広告掲載取扱要綱第 1 2 条の規定により中止（取消）しましたので通知します。					
掲載取消号	K i r a r i しぶかわ第 号				
掲載取消面 及び枠数	中面 ・ 裏表紙		1 枠 ・ 2 枠		
取消理由	☐ 広告の掲載に支障があると認めたため ☐ 発行日の 1 0 日前までに掲載料の納付が確認されなかったため ☐ その他（ ）				
広告掲載料					
納付済掲載料					
掲載料の還付	☐ 還付する ☐ 還付しない				
備 考					